鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部改正について

1 条例の改正理由

私立高等学校等の校舎等の耐震化に係る修繕又は老朽化した校舎等の大規模な修繕を引き続き支援する必要があることから、条例の失効期限を延長する。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成27年3月31日(現行 平成22年3月31日)まで延長する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体で行うという地方分権の基本理念に立ち、市町村が地域の実情に応じた行政を積極的に展開し、より住民サービスの向上を図ることができるようにするため、知事の権限に属する事務のうち、市町村が処理する事務の範囲を拡大する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が新たに処理することとする。

1) 次0.	の	にに処理		
7 */= */	事務	□ = m ⁺	市町村	
	き法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	日쮬町、	日野町、江府町	
(5')	一般旅券の発給の申請の受理及び知事への送付			
(1)	申請者の身分上の事実の確認			
(ウ)	申請者の身分上の事実が明らかであることの認定			
(工)	確認及び書類の提示又は提出の要求			
(オ)	一般旅券の交付			
(カ)	一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び知事への送付			
(+)	一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付			
(ク)	一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理及び知事への送付			
(ケ)	確認及び書類の提示又は提出の要求			
(□)	一般旅券の返納の受理			
(サ)	返納を受けた一般旅券の還付			
イ 旅券	ទ法施行規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	日南町、	日野町、江府町	
(ア)	申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付			
(イ)	確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求			
ウ母子	P及び寡婦福祉法施行令の施行のための規則に基づく事務のうち、	各市町村	t	
別に規則で定めるもの				
工鳥耶	収果地球温暖化対策条例に基づく事務のうち、次に掲げるもの	鳥取市、	米子市、倉吉市	
(ア)	特定建築主の環境配慮計画の受理			
(イ)	特定建築主が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新築等の完			
了報告の受理				
(ウ)	特定建築主が提出した環境配慮計画、変更の届出又は工事の完了			
報告の概要の公表				
(工)	特定建築主以外の者の環境配慮計画の受理			
(オ)	特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画の変更の届出及び新			
築等	等の完了報告の受理			
(カ)	特定建築主以外の者が提出した環境配慮計画、変更の届出又はエ			
1 ` ′		I		

事の	か完了報告の概要の公表				
(+)	建築主に対する建築物の温室効果ガスの排出を抑制するために必				
要想	は措置の指導				
(ク)	建築主に対する必要な事項の報告の受理又は資料の提出の指導				
オ 浄化槽法に基づく事務のうち、次に掲げるもの		倉吉市、	岩美町、	湯梨浜町、	
(ア)	浄化槽の設置等の届出の受理	琴浦町、	日野町		
(イ)	浄化槽の設置等の計画の改善の勧告				
(ウ)	浄化槽の設置等の届出の内容が相当であると認める旨の通知				
(工)	指定検査機関からの検査結果の報告の受理				
(オ)	水質検査に関する検査を受けることを確保するための指導及び助				
言					
(カ)	水質に関する検査を受けるべき旨の勧告				
(+)	勧告に係る措置をとるべきことの命令				
(ク)	使用開始に係る報告書の受理				
(ケ)	技術管理者の変更に係る報告書の受理				
(□)	浄化槽管理者の変更に係る報告書の受理				
(サ)	浄化槽の使用の廃止の届出の受理				
(シ)	浄化槽の保守点検又は清掃についての助言等				
(ス)	浄化槽の保守点検又は清掃についての改善措置又は使用停止の命				
令					
(セ)	浄化槽管理者に対する指導及び助言				
(ソ)	水質に関する検査を受けるべき旨の勧告				
(タ)	勧告に係る措置をとるべきことの命令				
(チ)	浄化槽管理者等からの報告の徴収				
(ツ)	浄化槽管理者等への事務所等への立入検査等				
カー自然	太公園法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	各市町村	t t		
(ア)	国定公園事業を執行しようとする者からの申請書の受理及び知事				
への送付					
(イ)	変更の申請書の受理及び知事への送付				
(ウ)	軽微な変更した旨の届出の受理及び知事への送付				
(工)	国定公園事業事業者の合併又は分割による承継の承認の申請の受				
理》	及び知事への送付				
(オ) 国定公園事業事業者の相続人による承継の申請の受理及び知事へ					
の送付					
(カ)	国定公園事業の休止又は廃止の届出の受理及び知事への送付				
(+)	国定公園事業の同意又は認可の失効の届出の受理及び知事への送				
付					
2) (1)のカに掲げる事務を市町村へ移譲することに伴い、自然公園法施行	う令の規2	定による	事務のうち、	

- (2) (1)のカに掲げる事務を市町村へ移譲することに伴い、自然公園法施行令の規定による事務のうち、 (1)のカと同様の事務について定めたものを削る。
- (3) 自然公園法が改正されたことに伴い、市町村等が処理することとする事務について定めた規定中、引用している同法の条項を改める。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日とする(1)のカ、(2)及び(3)を除き、平成22年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県福祉事務所設置条例の一部改正について

1 条例の改正理由

西伯郡日吉津村並びに日野郡日南町及び江府町が福祉事務所を設置することに伴い、これらの地域を西部福祉事務所及び日野福祉事務所の所管区域(社会福祉法に基づく事務に係るものに限る。)から除外する。

2 条例の概要

- (1) 西部福祉事務所及び日野福祉事務所の所管区域(生活保護法、児童福祉法及び母子及び寡婦福祉法に定める援護又は育成の措置に関する事務に係るものに限る。)を次のように改める。
 - ア 西部福祉事務所 西伯郡南部町、伯耆町及び大山町(現行 西伯郡)
 - イ 日野福祉事務所 日野郡日野町(現行 日野郡)
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

収容犬等の返還を受けようとする者から返還に要する費用等の現金徴収を行っているが、現金の忘失等の事故を防ぐため、証紙による手数料徴収を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 収容犬等の返還を求める者に対しては、次のとおり手数料(現行 保管に要した費用及び返還に要する費用)を徴収する。

事務の区分	手数料の額			
所有者未判明として引き取られた犬若しくはねこ、疾病に	1頭、1匹、又は1羽につき3,000円に当該			
かかり、若しくは負傷しているものとして収容された犬、ね	返還申請に係る収容犬等を保管した日数を			
こ等若しくは犬、ねこ等の死体又は収容された野犬等の返還	300円に乗じて得た額を加算した額			

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成22年4月1日とする。

鳥取県魚介類行商条例の一部改正について

1 条例の改正理由

魚介類の行商に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法等の規制の対象外である魚介類の行商について、引き続きこの条例による規制や指導等を行うよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正について

1 条例の改正理由

昨今の広域にわたる食品による健康被害発生事案にかんがみ、健康被害の早期探知及び拡大防止を図るため、食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報について食品等事業者に県へ速やかな報告を行わせることとする等の所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 食品取扱施設における営業者が公衆衛生上講ずべき衛生管理の措置の基準に次の事項を加える。
 - ア 製造し、加工し、又は輸入した食品等に関する消費者からの健康被害に関する情報を知事へ速やかに報告すること。
 - イ 食品衛生上不良な食品の回収等に関する情報を公表すること及び消費者への販売食品等についての安全

性に関する情報提供を行うこと。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする(2)を除き、平成22年4月1日とする。

鳥取県暴走族根絶条例の一部改正について

1 条例の改正理由

暴走族の暴走行為に関する苦情が後を絶たないことにかんがみ、引き続き暴走族根絶のための施策を推進して県民生活の安全と平穏を確保するため、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 道路交通法が及ばない道路以外の公共の場所における自動車等の急発進、急加速、急転回等により、著しく他人に迷惑を及ぼし、又は他人に危険を感じさせ、若しくは不安を覚えさせる行為を暴走行為の定義に加える
- (2) 条例の失効期限を平成22年3月31日とする規定を削る。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県木の住まい建設資金助成条例の一部改正について

- 1 条例の改正理由
 - (1) 現在知事が定める要綱に基づいて行っている環境への配慮に係る性能に関する評価が高い木造住宅に対する助成等について、県産材の活用促進による環境保全等を図るため、この条例に基づいて行うこととする。
 - (2) 経済情勢を踏まえた緊急経済対策として、県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を引き上げる。
 - (3) JAS製材(日本農林規格による格付けが行われた木材をいう。以下同じ。)と非JAS製材の流通価格差が縮小していることにかんがみ、JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を引き下げる。
 - (4) 引き続き県産材の需要拡大及び地場産業の振興を図るため、及び(1)に伴い、条例の失効期限を3年間 延長する。

2 条例の概要

- (1) 県産材活用住宅の建設等に対する助成に係る補助金の額の改定
 - ア 新たに次のとおり加算の措置を設ける。
 - (ア) 伝統技術を活用した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 15万円
 - (イ) 環境に配慮した住宅として知事が要綱で定めるものに係るもの 7万円
 - イ 県産材の使用に対する助成(平成22年度予算に係るものに限る。)について、助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き上げる。
 - (ア) 助成額 使用量に2万5,000円(現行 2万円)を乗じて得た額
 - (イ) 補助金の限度額 50万円(現行 40万円)
 - ウ JAS製材に係る助成額及び補助金の限度額を次のとおり引き下げる。
 - (ア) 助成額 使用量に9,000円(現行 1万円)を乗じて得た額
 - (イ) 補助金の限度額 18万円(現行 20万円)
- (2) 県産材を活用した住宅の増築等に対する助成の制度を設ける。
 - ア 県産材の使用量に2万円(平成22年度においては2万5,000円)を乗じて得た額(限度額20万円(平成22年度においては25万円)
 - イ JAS製材の使用量に9,000円を乗じて得た額(限度額9万円)
- (3) 条例の失効期限を平成25年3月31日(現行 平成22年3月31日)まで延長する。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成22年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。